

指定公証人が公正証書作成に際して取得した個人情報の取扱いについて

令和7年10月1日、公証人法（明治41年法律第53号）が改正され、同日以降、同法第7条ノ2第1項により、公正証書作成に係る電磁的記録に関する事務の指定を受けた公証人（以下「指定公証人」といいます。）は、原則として、公正証書原本を電磁的記録で作成することとなります。これに伴い、公証人が公正証書作成に関して取得した個人情報については、以下のとおり取り扱います。

第1 利用目的

指定公証人が公正証書作成に際して取得した個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

- (1) 公証人法（明治41年法律第53号）に基づく公証事務の遂行
- (2) 法令の規定に基づく情報の提供請求への対応
- (3) 次のいずれかの場合における当該公正証書の存否及びこれを保存する公証人の確認と通知

ア 特定の公正証書につき(2)の情報提供請求を行う権限を有する者がその権限に基づくことを証明して、当該特定の公正証書の存否及びこれを保存する公証人の教示を求めてきたとき

イ 特定の者の死亡後において、当該特定の者の遺言公正証書につき公証人法第42条第1項及び第43条第1項の請求を行う権限を有すると認められる者が、当該特定の者の死亡及び自己が上記の権限を有することを証明して、当該特定の者の遺言公正証書の存否及びこれを保存する公証人の教示を求めてきたとき

第2 個人情報の管理

公正証書に関する情報については、後記第3に定めるものを除き、書面に記録された情報は各公証役場において、電磁的記録に記録された情報は各公証役場又は日本公証人連合会（以下「日公連」という。）が運営する電子公正証書システムに設定された個々の公証人が管理する領域において、それぞれ保存し、管理します。

当該情報の管理は、当該公正証書を作成した公証人、その後任公証人若しくはこれらの公証人の代理発令若しくは兼務発令を受けた公証人（以下「保存公証人」といいます。）が行い、保存公証人の書記がこれを補助します。

なお、システム管理上、やむを得ない事由がある場合、保存公証人は、日公

連職員に、当該保存公証人が保存する情報を取り扱わせることがあります。

第3 公正証書の存否及び保存する公証人の確認のための情報の共同管理・共同利用

1 遺言公正証書に関する情報

- (1) 遺言公正証書に関する情報のうち、後記3記載の情報については、前記第1、(3)の利用目的のため、これを日公連が設置する電子公正証書システムの共同管理領域に登録し、日公連並びに日公連会員である公証人及びその補助者である書記と共同で利用します。
- (2) 上記(1)記載の共同利用者は、特定の個人について、前記第1、(3)の権限を有することを証明した者から当該特定の個人の嘱託に係る遺言公正証書の存否及び当該遺言公正証書の保存公証人についての教示を求められたときは、後記3記載の情報を使用して、該当する公正証書の存否及び当該公正証書の保存公証人を確認した上、これを通知すべきものと認められる場合には、これを通知します。

2 遺言公正証書以外の公正証書に関する情報

- (1) 遺言公正証書以外の公正証書に関する情報のうち、後記3記載の情報については、前記第1、(3)のアの場合の請求に対応するため、日公連が設置する電子公正証書システムの共同管理領域に登録し、日公連と共同で利用します。遺言公正証書以外の公正証書については、保存公証人及びその書記以外の公証人及びその書記との情報の共同管理・共同利用は行いません。
- (2) 上記(1)記載の共同利用者は、前記第1、(2)の権限に基づいて情報提供請求を行うことを証明した者から、当該特定の公正証書の存否及び当該公正証書を保存する公証人の教示を求められたときは、後記3記載の情報を使用して、該当する公正証書の存否及び当該公正証書の保存公証人を確認した上、これを通知すべきものと認められる場合には、これを通知します。

3 共同管理・共同利用される情報

上記1及び2により共同管理・共同利用される情報は以下の情報です。

- (1) 嘱託人氏名及びふりがな
- (2) 嘱託人生年月日
- (3) 嘱託人性別
- (4) 嘱託人国籍

- (5) 公正証書番号
- (6) 公正証書作成年月日
- (7) 公正証書種別
- (8) 作成公証人名及び公証役場名

4 共同管理・共同利用される個人情報の管理について責任を有する者

東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 2 大同生命霞が関ビル 5 階

日本公証人連合会

会長 萩原秀紀

以上